

耐震等関連事業で**100万円**以上の補助金を
受領される方は、補助金の受領を

工事業者に委任することで、

当初の**費用負担が軽減**できます



代理受領	補助金の受領を工事業者に委任することで、工事業者への支払いから補助金相当額が控除される制度です。当初の費用負担を軽減することができます。			
対象補助	西尾市民間木造住宅耐震改修費等補助事業 の 耐震改修（上限120万円） 西尾市住宅浸水対策改修等工事費補助事業 の 浸水対策改修等工事（上限100万円） 西尾市アスベスト対策費補助事業 の アスベスト除去等（上限180万円）			
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の交付申請にあわせて、別途書類の提出が必要です。 代理受領の手続きの流れについては、以下をご参照ください。 申請者と工事業者が代理受領を行うことについて、確実に合意してはなりません。双方でよく打合せのうえ、決定してください。 代理受領を行うことを申請者に意思確認するため、代理受領届出確認通知書を配達証明で郵送します。受け取りの確認ができない場合は、代理受領ができませんのでご注意ください。 			
手続きの流れ	申請者 ↔ 市	補助金の書類	代理受領の書類	備考
	1 交付申請 →	補助金交付申請	代理受領届出書	
	2 ← 交付決定	補助金交付決定通知書	代理受領届出確認通知書	配達証明で郵送
	3 契約・着手			
	4 完了報告 →	完了実績報告書		
	5 支払請求 →	補助金支払い請求書	代理受領に係る委任状	業者の口座を記載
	6 ← 支払い			業者へ補助金の振込

申請はお手元のスマホから
お手軽に電子申請で



代理受領届出書



代理受領に係る委任状

